

はじめに

千葉県の子どもたちが運動やスポーツに親しみ、豊かな学校生活を送るとともに、基本的な生活習慣を身に付けたり、生涯スポーツにつながる運動習慣を身に付けることは、教育課題のひとつである「思いやりのある豊かな心と健やかな体」を育む上で、極めて重要なことです。

中でも、運動部活動をとおして心身ともにたくましい生徒を育成することは、意義深いことです。

そして、そうした生徒を育成するためには、学校全体として、安全で充実した運動部活動を展開するための条件整備が必要です。

千葉県教育委員会では、これまで、運動部活動の運営・事故防止等に関する指導通知や指導者の資質向上のための研修会の開催及び千葉県高等学校体育連盟等の体育関係団体との緊密な連携などをとおして、運動部活動の活性化に努めてきたところです。

しかしながら、昨今、生徒数の減少、指導者の高齢化などの影響により、さまざまな制限が生じている反面、生徒のニーズの多様化や活動場面の広域化など新たな課題も指摘されており、また、依然として思わぬけがや事故が発生しています。

このような中、運動部活動を通して、「自分の健康や安全は、自分で身に付けることのできる活力のある生徒」を育成することが、今まで以上に求められており、学校として、活動内容や安全面で配慮する必要があります。

そこで、これらのことについて、あらためて整理し、庁内に組織した「学校事故防止対策委員会」で協議し、策定したものがこのガイドラインです。

各学校におきましては、運動部活動の運営に際し、管理職や顧問の方々にこのガイドラインを参考として活用していただき、学校の実態に応じて工夫することにより、運動部活動が一層充実し、本県の生徒が健やかに成長することを期待いたします。

千葉県教育庁教育振興部体育課長
萩原 出

安全で充実した運動部活動のためのガイドライン

1 学校全体で取り組む運動部活動

体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて行われるものであり、運動部活動もそのうちのひとつです。

運動部活動について学校は、学校教育目標の具現化を図るため、全職員の共通理解・協力体制のもと、以下のような点に配慮し運営にあたることが重要です。

- 職員会議等において、全職員が運動部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と顧問や顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織的に取り組むことが大切です。
- 運動部活動を通じた生徒理解に努めるとともに、発達段階に応じて能力・適性を見極め、その都度健康状態を確認した上で、個に応じた指導を心がけることが大切です。
- 保護者や関係団体等との連携を図りながら、運動部活動を活性化させ、地域に信頼される学校づくりを進めることが大切です。

2 運動部活動の意義

運動部活動とは、学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、教師（顧問）の指導のもとに、主に放課後などにおいて自発的・自主的に運動やスポーツを行うものです。

運動部活動の位置付けについては、「中学校及び高等学校学習指導要領解説保健体育編」（平成11年文部省）に以下のような趣旨が示されています。

- 学校において計画する教育活動
- スポーツ等に興味と関心をもつ同好者が組織する活動
- より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツ等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動
- 体力の向上や健康の保持増進にも極めて効果的な活動

したがって、生徒の能力・適性等に応じた技能の習得や記録の向上を目指すとともに、互いに協力し活動する中で、友情を深めることなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う必要があります。

※平成20年3月に告示された中学校学習指導要領では、第一章総則第4指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項（13）において、部活動は、「学校の教育の一環として、教育課程との関連が図れるよう留意すること」と示されました。

3 顧問の役割

運動部活動は、自発的・自主的に参加する生徒と、それを支え、指導・監督をする顧問との信頼関係により運営されます。

生徒自身が興味・関心をもって運動部活動に取り組む中で、顧問は、生徒が豊かな学校生活を送りながら、人格的に成長するよう配慮しなければなりません。

顧問の役割

- 生徒理解 ⇒ 生活環境，学習状況，健康状態，体力，技能把握
- 部活動運営 ⇒ 部員名簿・連絡網作成，部予算の確保と管理，部活動日誌の活用と整理，活動計画の実施，大会・練習試合等遠征時の引率，広報活動（部活動通信等）
- 活動計画 ⇒ 年間・月間計画作成，練習内容検討
- 事故防止 ⇒ 施設・用具の管理と安全点検，部員の健康管理及び安全指導，事故防止チェックシートの活用，けが・事故等のアフターケア
- 連携 ⇒ 家庭との連携，病院・消防署等との連携
外部指導者との連携

※別紙1<職員用>『運動部活動・安全チェックファイブ』（参考例）を活用し、日ごろの指導状況を点検してください。

4 指導上の基本方針

運動部活動の指導にあたっては、学校の教育目標・指導方針に沿って、学校教育活動の一環として行います。

- 生徒が豊かな学校生活を送りながら、社会性や規範意識を向上させるなど人格的に成長させることを目指します。
そのため、ゆきすぎた勝利至上主義に偏ることなく、生徒の主体性や個性を生かす運営を心がけます。
- 部活動に参加する生徒が志向するものは、記録や技能の向上，心身の健康増進，活動の喜び・楽しみの獲得，信頼と友情の構築など，さまざまです。
こうした志向等，生徒の多様なニーズに応え，一人一人が自己実現できるよう，柔軟な運営に努めます。
- 生徒の生活のバランスや将来的な成長を見据え，教育的な配慮をもとに，活動内容や活動日数，活動時間の適切な設定を行います。

部の目標・方針

- 部目標の設定（生徒によるミーティングの重要性等）
- 具体的目標の設定（年間目標，月間目標，大会目標等）
- 活動方針の決定（部員の自主性，個性の尊重，柔軟な運営計画，学習や日常生活とのバランス，生徒の健康管理等）

5 顧問会議の開催

部員が，顧問の指導のもとに生き生きと，しかも充実した運動部活動を展開するためには，管理職等を含めた顧問会議を定期的で開催し，顧問間の共通理解・協力体制を築く必要があります。

運動部活動の内容と方法を点検して円滑な運営に努力するなど，計画的・組織的に運営していくことが重要です。

顧問会議内容

- 活動方針，部予算，活動日数や時間
- 施設，設備の安全点検
- 生徒による部長会議等の開催
- 各種研修会の企画・運営（講演会，AEDを使用した心肺蘇生法講習，応急手当研修会等）
- 顧問不在時の支援体制
- 緊急時の連絡体制
- 各種資料の作成と配布計画
- 不祥事防止（体罰，わいせつ・セクハラ，会計処理等）

6 活動計画作成上の留意点

顧問は，生徒の個性を把握・尊重し，その願いに応えられるようにするため，活動計画を策定し，あらかじめ示しておく必要があります。

その上で，年間を通して，活動内容について様々な工夫を講じ，安全で有意義な活動となるよう心がけることが大切です。

活動計画

- 部員と顧問が作る活動計画 ⇒ 効果的な練習計画，個別練習計画，合宿や練習試合計画等
- 年間・月間活動計画の立案 ⇒ 活動方針や目標実現に向けた具体的計画，部組織作り，大会前や鍛錬期の計画，新入部員の練習計画等
- 事故防止に向けた計画 ⇒ 学校事故防止チェックシートによる活動点検，けが防止指導，応急手当指導，緊急連絡体制の確認，栄養指導等

7 保護者との連携

運動部活動を充実させるためには，保護者からの理解や協力を得ることが不可欠です。

また，年間計画や活動状況などを情報発信するとともに，保護者の意見や願いを把握し，受け止めることも大切です。

連携を深める方策

- 年間計画や練習計画等の案内・説明
- 遠征や合宿，必要経費等の通知・報告（負担軽減の配慮）
- 活動状況等の発信
- 保護者会の開催等
- 相談活動
- 負傷・疾病時の対応のあり方の説明

8 事故防止

教職員は，教育活動のあらゆる場面において，常に生徒の安全確保を図る義務があります。

特に，身体活動を伴う運動部活動においては，参加する生徒の能力や目標に応じて，より高い水準の技能や記録を目指す中で，思わぬ事故が発生する場合もあるので，想定できる限りの注意を払い，事故防止に努めることが大切です。

事故防止のための留意点

<安全管理の面>

- 施設、設備、用具の使用前、使用后及び定期的な点検（瑕疵の除去）
- 活動場所の気象状況（天候・気温・湿度等）についての把握
- 生徒の心身の発育・発達の状態や体力・技能等をふまえた活動計画

<安全指導の面>

- 無理のない段階的な練習方法に基づいた指導
- 生徒の生活状況や健康状態、当日の体調等に応じた指導
- 個々の年齢や性格、体力・技能に適した指導と助言

通常、運動部活動は顧問が直接指導にあたりますが、他の校務などで、活動場所に顧問が常時付いていられない場合もあります。こうした場合の活動の在り方については、学校として明確な方針のもと、全職員の共通理解を図った上で、適切な指導にあたる必要があります。

また、運動部活動は生徒が自主的に活動するものであることから、生徒の主体的な事故防止に関する態度の育成を図ることが大切です。

顧問不在時の留意点

- 日ごろから安全指導の徹底を図るとともに、直前に安全確認を行い、明確な指示をする。
- 複数の顧問間の連携や他部活動顧問への監督依頼等、顧問間の支援体制を整える。
- 安全性の高い練習内容に変更したり、運動量を軽減するなど、練習内容を工夫し安全に配慮する。
- 手立てのとれない場合は原則として活動を休止する。

学校外で活動する場合の留意点

- 日ごろからの安全指導
- 活動場所（海，河川，道路，公園等）の定期的な安全点検及び使用前の安全確認
- 学校外施設等への移動時の安全指導
- 練習の時間帯・コース・人数・運動量等の適切な配慮
- 生徒の実態や練習場所の状況に応じた顧問の対応
- 緊急時の連絡方法の確立
- 消防署等への連絡と協力体制の確立

※学校外での活動が想定される行事

- ・各種大会
- ・合同練習
- ・練習試合
- ・合宿 など

※学校外での活動が想定される主な競技種目

- ・ヨット
- ・カヌー
- ・ボート
- ・自転車
- ・陸上競技（長距離）
- ・登山 など

生徒の主体的な取組 ～事故防止に努める態度の育成～

- 自他の安全を確保する能力の育成（健康管理，練習の約束事順守等）
- 自己の体力や技能の客観的理解
- 競技種目に応じた段階的技能の習得
- 競技種目の特性に応じた危険内容の理解
- 校外活動に備えての交通法規等必要な知識習得及び法令順守

※別紙 2 <生徒用>運動部活動・自己管理チェックファイブ（参考例）を活用し，生徒が日ごろから，事故防止態度を身に付けるよう促しましょう。

9 事故の対応

各学校においては，運動部活動中における安全に関する指導を明確に位置付け，さらには，事故発生時の救急体制（応急手当・連絡体制等）の確立や，生徒の安全確保に対する緊急時対応マニュアルを作成し，全職員への周知・徹底を図ることが必要です。（別紙 3・4 緊急時対応マニュアル（参考例）参照）

また，学校の実態や競技種目の特性に応じ，任意の傷害保険への加入を検討することも大切です。

事故発生時の対応

- 発生した事態や状況の把握
- 生徒の安全確保
- 傷病者の確認と応急手当
- 他の職員への協力要請や緊急通報
- 消防署・警察等関係機関との連絡・連携
- 事故発生状況の正確な記録

事故発生後の対応

- 負傷者の立場に立った誠意ある対応
- 保護者への丁寧な事故説明
- 負傷者・関係生徒へのケア
- 教育委員会等との連携
- スーパーバイザーの活用
- 報道機関への対応
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターへの対応
- 再発防止に向けた取組み

10 安全管理と法律的責任

学校における安全管理上大切なことは、事故の要因となる学校環境や生徒の学校生活における行事等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、事件・事故や災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立し、生徒の安全の確保を図るようなことです。

万が一、事故が発生した場合、事故の発生状況によってもその責任の重さや内容は変わりますが、教職員としてなさなければならない事故防止についての注意を払う必要があります。

したがって、指導者として、十分な識見を高めるとともに、綿密な活動計画を立て、以下を参考に安全に配慮しながら指導にあたることが大切です。

安全配慮義務

- 指導監督義務 ⇒ 指導，監視，監督する義務
- 安全保護義務 ⇒ 施設，用具，練習方法，心身の状態等への配慮義務
- 危険予見義務 ⇒ 潜在的な危険を早く発見し，取り除く義務
- 危険回避義務 ⇒ 危険な結果を回避する義務

事故が発生し，教職員が直接の当事者であって，法律問題化した場合は，道義上の責任のほか，法律的責任を問われることになります。

法律的責任には，以下の三つがあります。

法律的責任

- 刑事上の責任（刑法）
 - ⇒ 暴力や重大な過失で事件を起こした場合
- 民事上の責任（民法，国家賠償法）
 - ⇒ 故意又は過失により起きた事故で，刑事上の責任は問われなくとも，損害賠償の責任を問われた場合
- 行政上の責任（地方公務員法）
 - ⇒ 職務上の義務に反し，又は職務を怠った場合などに課せられる懲戒

11 主な通知（本文別掲載）

- (1) 平成9年10月13日付け教体第356号「学校における運動部活動に伴う事故防止について」
- (2) 平成18年3月3日付け教職第494号，教保第597号「学校管理下における事故防止の徹底について」
- (3) 平成19年3月28日付け教職第585号，教保第649号「学校事故防止チェックシートの活用について」
- (4) 平成19年7月19日付け教体第227号「運動部活動中の事故防止の一層の徹底について」
- (5) 平成20年1月10日付け教職第5435号，学保第5251号「児童生徒の校外活動における交通事故等の防止について」

引用・参考文献等一覧

- ・「中学校学習指導要領解説 保健体育編」平成 16 年一部補訂 文部科学省
- ・「高等学校学習指導要領解説 保健体育編」平成 16 年一部補訂 文部科学省
- ・「みんなでつくる運動部活動ーあなたの部に活かしてみませんかー」
平成 11 年 3 月文部省
- ・「運動時における安全指導の手引き」平成 14 年 3 月 神奈川県教育委員会
- ・「運動部活動指導の手引き」平成 19 年 3 月 熊本県教育委員会
- ・「部活動顧問ハンドブック」平成 19 年 4 月 東京都教育委員会
- ・平成 19 年度「学校体育必携」埼玉県教育委員会
- ・「安全管理の手引き」平成 16 年 3 月 千葉県教育委員会
- ・平成 19 年度「学校体育要覧」千葉県教育委員会
- ・平成 19 年度初任者研修テキスト「さわやか先生」千葉県教育委員会
- ・「事故と法的責任」日本体育大学 体育経営管理学的研究室